

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲法・刑法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法、刑事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、「夕刊和歌山時事」事件（最高裁昭和 44 年 6 月 25 日大法廷判決）の判旨の一部である。

刑法 230 条の 2 の規定は、「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障との調和をはかつたものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば」、刑法 230 条の 2 第 1 項「にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」。

問 この判旨について、憲法上の権利の観点から、説明しなさい。

以 上

【刑 法】

次の2問ともに答えなさい。

問1 次の【事例1】におけるXの罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。

【事例1】

空手3段の腕前を有するXは、夜間帰宅途中の路上で、酩酊したAとこれをなだめていたV(男性、31歳)とが揉み合ううち、Aが倉庫の鉄製シャッターにぶつかって尻もちをついたのを目撃して、VがAに暴行を加えているものと誤解し、Aを助けるべく両者の間に割って入り、Aを助け起こそうとしたものの、Aは立ち上がることができなかった。そこで、Xは、Vの方を振り向き両手をさし出してVの方に近づいたところ、Vがこれを見て、Xをけん制するつもりで、手を握って胸の前あたりに上げ、ボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとったので、Xは、Vが自分に殴りかかってくるものと誤信し、自己およびAの身体を防衛しようと考え、とっさにVの顔面付近に当てるべく空手技である回し蹴りをして、左足をVの右顔面付近に当てたところ、Vは、路上に転倒し、頭蓋骨骨折等の傷害を負った。Vは、病院に運ばれたものの、8日後にこの傷害による脳硬膜外出血および脳挫滅により死亡した。

問2 次の【事例2】におけるYの罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。

【事例2】

Yは、実子Bを自宅においてひとりで監護していた。Bは、年齢3歳6カ月で、先天的な身体障害のため食事の介助をはじめとする生活全般にわたる介護が必要であったが、Yは、手間のかかるBの養育を煩わしく感じ始め、もともと発育が遅れていたBに十分な食事を与えないでいたところ、Bは深刻な栄養不良状態に陥り、適切な医療措置を受けさせないと死亡する危険がある状況に至った。この時点で適切な医療措置を受けさせれば十分救命できる状況であり、Yも、Bが死ぬ危険や救命のために医療措置が必要なことを認識していた。しかし、Yは、Bがこのまま死ねば楽になると思い、さらに2か月の間、十分な栄養を与えず、また、医師の診療を受けさせることができたにもかかわらず適切な医療措置を受けさせなかったため、Bは、Yの自宅において、低栄養に基づく衰弱により死亡した。

以 上

【刑事訴訟法】

次の【事例】を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 警察官Kは、特殊詐欺事件の受け子として逮捕したXの供述等から、Aが共犯者であるとの疑いをもった。そこで、Aについて捜査したところ、Aが、Lマンション2階201号室に一人で居住し、仕事はしておらず、最近は外出を控え、周囲を警戒していることが判明したことから、一層その疑いを強めた。Kらは、A方の隣室である202号室が空室であったことから、同室を賃借して引渡しを受け、同室にKらが待機してAの動静を探ることにした。
- 2 2025年12月1日午後9時頃、Kが、Lマンション202号室ベランダに出た際、Aも、A方ベランダに出て来て、携帯電話で通話を始めた。その声は、仕切り板を隔てたKにも聞こえたことから、Kは、202号室ベランダにおいて、ICレコーダを使用して、約3分間にわたり、このAの会話を録音した。その際、「この前、Xが逮捕されました。これからどうしますか。」などというAの声がKにも聞こえ、それは同レコーダにも録音された。ただし、電話の相手の声は、Kには聞こえず、同レコーダにも録音されていなかった。

〔設問〕 警察官Kによる下線部の捜査は適法か。問題点を挙げ、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

以 上